

とうきょう すくわくプログラム推進事業（乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業）

各園の環境や強みを活かしながら、「光」「音」「植物」など各園が選択するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し、非認知能力の向上など、幼児教育・保育の充実を図る幼稚園を支援するため、本補助事業を実施します。

補助概要

1 補助対象施設

幼稚園、幼稚園型認定こども園

2 補助要件（予定）

補助金を申請するためには、以下の全ての要件を満たしている必要があります。

なお詳細の補助要件につきましては、4月公表予定の補助要綱等をご確認ください。

(1) 探究活動を通じて、幼児教育・保育の更なる充実に取り組んでいること。

取組例（テーマ）

・【音、楽器】

身近な音を題材に「この音は何だろう」「音ってなんだろう」という問いをもとに、楽器などを使い、子供同士で音を楽しみながら、振動を感じる、音を身体や絵で表現 など

・【絵本】

絵本の世界に入り込んで、子供の想像する絵本の世界を絵で自由に表現 など

・【自然、森歩き、植物、泥・砂遊び】

山や森、園庭の自然などに触れ合いながら、葉や木の実の色の違い、形の違い、土や泥の感触、形状の面白さなど、様々な身の周りの自然を体感、子供たちが感じた自然を、絵や言葉など様々な形で表現 など

・【光、影】

水や紙など様々な素材を光に照らし、反射する光や浮かび上がる影の形を楽しむ など



あくまでも一例ですので、取組例に記載のない取組であっても探究の視点で実施している活動であれば、対象となり得ます。

※探究活動の詳細は別紙をご参照ください。

(2) (1) の取組内容や成果について、報告書の形で分かりやすく取りまとめ、学校関係者評価の中で評価を受け、各園のホームページに掲載すること

(3) 研修会・実践報告会を視聴していること

令和6年6月に本事業の研修会を実施する予定です。**取組の開始時期を問わず、補助対象となる取組を実施する場合、研修会を必ず視聴し、アンケートを提出してください。**研修会については別途連絡します。

なお、**研修会前（4月～6月）に補助対象となる取組を開始する場合、「令和5年度とうきょうすくわくプログラム実践報告会」も必ず視聴し、アンケートを提出してください。**

実践報告会の動画配信は、令和6年3月14日15時以降に開始します。（詳細は、別紙「令和5年度とうきょうすくわくプログラム実践報告会」及び「令和5年度とうきょうすくわくプログラム実践報告会アンケートの提出について（依頼）」を参照。）

	令和5年度	令和6年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 4月から6月に 取組を開始 する場合	● 3/14 報告会	● 研修会											
	補助対象となる取組												
	1園あたり上限150万円（都：10/10）												
② 6月の研修会 以降、取組を 実施する場合	● 研修会												
	補助対象となる取組												
	1園あたり上限150万円（都：10/10）												

※①②のどちらを選択しても、「3 補助率等」に違いはありません。

3 補助率等（予定）

- (1) 1園あたり150万円を上限に、補助対象経費の10/10を補助
- (2) 経常費、施設型給付費など他の補助金に申請した取組については、重複して申請することはできません。

4 スケジュール（予定）

令和6年3月 令和5年度とうきょうすくわくプログラム実践報告会（動画配信開始）

4月 要綱公表

6月 研修会

7月以降 交付申請

令和7年2月 交付決定・実績報告依頼

5月 額確定・補助金交付

5 その他

本案内チラシ及び別添資料は、以下のURLにある「とうきょうすくわくプログラム推進事業」に掲載します。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/youshiki.html>

■ 問合せ先

東京都私学部私学振興課助成担当

E-mail : S1121501@section.metro.tokyo.jp

※ 電子メールでのお問い合わせにご協力ください

とうきょう すくわくプログラム推進事業に係る Q&A

Q1 「探究活動」とはどのような活動のことですか。

A1 各園の環境や強みを活かしながら、「光」「音」「植物」など各園が選択するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じて主体的・協働的な活動を行うことです。詳細は別紙をご確認ください。

<探究活動の流れ>

- ✓ 各園の環境や強みに応じたテーマを設定し、テーマに応じた素材や道具を準備することで子供たちが遊び込める環境を整えます。
- ✓ 子供たちは、子供同士や保育者との関わりの中で、自ら興味をもって試し、考えながら「探究」を重ねていきます。
- ✓ 保育者は子供の問いに対し、単に答えを与えるのではなく、声掛け等の関わりによって一緒に「探究」を深めていきます。また、活動を振り返り、子供の好奇心・探究心を更に促せるよう、探究活動のデザイン・実践を繰り返します。

Q2 別紙に記載の取組例をそのまま実施した場合も補助対象となりますか。

A2 補助対象となります。ただし、取組例はあくまでも一例です。取組例に記載のない取組であっても上記 A1 に記載の「探究活動の流れ」に沿い、探究の視点で実施している活動であれば、対象となります。

Q3 「幼児教育の内容・方法の改善」として、英語や体操に関する取組を実施しており、「教育水準向上支援事業費補助」に申請していました。これまでの取組は、「とうきょう すくわくプログラム推進事業」の対象になりますか。

A3 「探究の視点」で実施している取組であれば、補助対象（探究活動）となり得ます。なお、「教育水準向上支援事業費補助」については、令和5年度で事業終了となります。

Q4 「幼児教育を担う人材の育成・専門性の向上」のため、教員の研修を行っており、「教育水準向上支援事業費補助」に申請していました。「とうきょう すくわくプログラム推進事業」には申請できますか。

A4 「幼児教育を担う人材の育成・専門性の向上」のための取組を探究活動として申請することはできません。ただし、探究活動の中で行う取組にかかる経費については、補助対象経費となり得ます。

（補助対象経費の例）探究活動を充実させるために必要となる研修の参加費用

Q5 「家庭・地域における幼児教育の支援」のため、地域の子育て世帯を対象に親子プログラムを開催しており、「教育水準向上支援事業費補助」に申請していました。「とうきょう すくわくプログラム推進事業」には申請できますか。

A5 「家庭・地域における幼児教育の支援」のための取組を探究活動として申請することはできません。ただし、探究活動の中で行う取組にかかる経費については、補助対象経費となり得ます。

（補助対象経費の例）探究活動の地域共有の一環として、親子プログラムを開催するにあたり発生する費用

Q6 「新型コロナウイルス感染症に対応した取組」として、ICT ツールを活用した取組を実施しています。「とうきょう すくわくプログラム推進事業」には申請できますか。

A6 「新型コロナウイルス感染症に対応する取組」を探究活動として申請することはできません。ただし、新型コロナウイルス感染症に対応する取組としてではなく、探究活動の中で活用する ICT ツールの経費であれば、補助対象経費となり得ます。

（補助対象経費の例）探究活動を家庭や地域に共有するための ICT ツール費用